

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市及び防災機関が行うべき焼津市の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

| 章 | 記 載 内 容 |
|--------------|--|
| 第1章 総則 | 計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域、焼津市の気象条件 |
| 第2章 災害予防計画 | 消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い |
| 第3章 災害応急対策計画 | 大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、市の対応 |

II 大爆発対策計画

| 章 | 記 載 内 容 |
|--------------|--|
| 第1章 総則 | 計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、ガス、危険物施設の現状、予想される災害と地域 |
| 第2章 災害予防計画 | ガス災害予防計画、危険物災害予防対策 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達系統図、市の対応、危険物応急対策計画 |
| 第4章 災害復旧計画 | 原因究明と是正措置 |

Ⅰ 大火災対策計画

第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 市、関係機関の業務の大綱

| 実施主体 | 内 容 | |
|---|---|---|
| 市 | (1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (4) 消防団の教育及び活性化 (5) 建物の不燃化の指導 (6) 林道（防火道）等の整備 (7) 防火水槽の整備 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (10) 清掃、防疫その他保健衛生 (11) 緊急輸送の確保 (12) 災害復旧の実施 (13) その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置 | |
| 志太広域事務組合 志太消防本部 （平成25年3月31日消防広域化に伴う組織統合。以下「志太消防本部」という。） | 消防体制の整備 | (1) 消防組織の確立 (2) 消防施設の整備 (3) 消防職員の教育 (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立 |
| | 火災予防対策 | (1) 住宅用火災警報器の普及促進 (2) 消防用設備等の整備 (3) 防火管理体制の整備 (4) 防火対象物の火災予防 |
| | 林野火災予防対策 | 消防資機材の配備 |
| | 災害応急対策 | (1) 消防活動 (2) 広域活動協力体制 |
| 静岡地方气象台 | 火災気象通報の発表 | |

第 2 節 過去の顕著な災害

明治 36 年以降の市内の主要な大火。ただし、戦争による火災は含まれていない。

| 発 生 年 月 日 | 焼 失 数 | 場 所 | 記 事 |
|------------|-------|-----------|--|
| 明治36年1月16日 | 453戸 | 焼津町城之腰鵜ヶ島 | 弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速ENE 4.6m/s、最小湿度66% |

第3節 予想される災害と地域

中心市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合及び小規模敷地の連たん等の地区がみられる。また、近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等不特定多数の者が滞留する建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んでいる。このような地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる恐れがあるため十分な配慮が必要である。また、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

焼津市の気象条件

| 地域 | 気 象 条 件 |
|-----|---|
| 気温 | 年平均気温が15℃～16℃で、夏季の平均気温が約27℃、冬季では5℃～10℃である。 |
| 降水量 | 年平均1,500mm前後で、6月の梅雨季や9月の台風季が多雨となっている。ほとんどが降雨であり、降雪はほとんどみられない。 |
| 風 | 夏季は南西が卓越し、冬季は西風がやや強くなる。春季には「ならい」と呼ばれる北東の風が吹くことがある。 |
| 天気 | 一年を通じて晴れの日が多く、一年の5割弱は晴れ、4割は曇り、1割強が雨である。特に冬季は晴れの日が多くなっている。 |

第2章 火災予防計画

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 消防組織の確立 | 志太消防本部は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 |
| 消防施設の整備 | 志太消防本部は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。 |
| 消防救急の広域化の推進 | 志太消防本部は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。 |
| 消防力の現況 | 志太消防本部における消防力の現況は、資料編（大火災対策）資料火災2-1-1のとおりである。 |
| 消防職員・消防団員の教育 | 志太消防本部及び市は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。 |
| 消防団の活性化 | 災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 市は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。 |
| 緊急消防援助隊の受援体制の確立 | 志太消防本部は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。 |

第2節 火災の予防対策

| 区 分 | 内 容 |
|------------|---|
| 住宅防火対策の推進 | 志太消防本部は、住宅用火災警報器の設置を促進し、火災による死傷者の減少を図る。市は、建物の不燃化・難燃化を指導する。 |
| 消防用設備等の整備 | 志太消防本部は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。 |
| 防火管理体制の整備 | 志太消防本部は、旅館、ホテル、病院等不特定多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。 |
| 防火対象物の火災予防 | 志太消防本部は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。 |

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

| 区 分 | 内 容 |
|----------------|---|
| 林野火災関係機関 | 資料編（大火災対策）資料火災2-3-1①のとおり。 |
| 林道（防火道）等の整備 | 市は、林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。 |
| 防火水槽の整備 | 市は、関係機関の協力を得て必要な防火水槽の整備に努める。 |
| 森林火災防ぎょ図の整備 | 志太消防本部は、森林火災の多発、大型化に加え、2市町以上にまたがる場合を考慮し、隣接消防、自衛隊等地理不案内者の便益に供するため、各種の森林火災関係施設等を具備した図面を整備する。 |
| 志太消防本部消防資機材の配備 | 資料編（大火災対策）資料火災2-3-1②のとおり。 |
| 防災知識の普及啓発 | 市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校児童生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。 |

第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第2項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由し市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

| 区 分 | 内 容 | |
|-----------|---|---|
| 火災気象通報の基準 | 対象地域 概ね市町単位（二次細分区域） | <p style="text-align: center;">実 施 基 準</p> <p>(1) 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。</p> <p>(2) 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。</p> <p>(3) 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</p> <p>(4) 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</p> |
| 火災警報の発表 | <p>市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは志太消防本部の連絡により、気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。</p> | |

第 3 章 災害応急対策計画

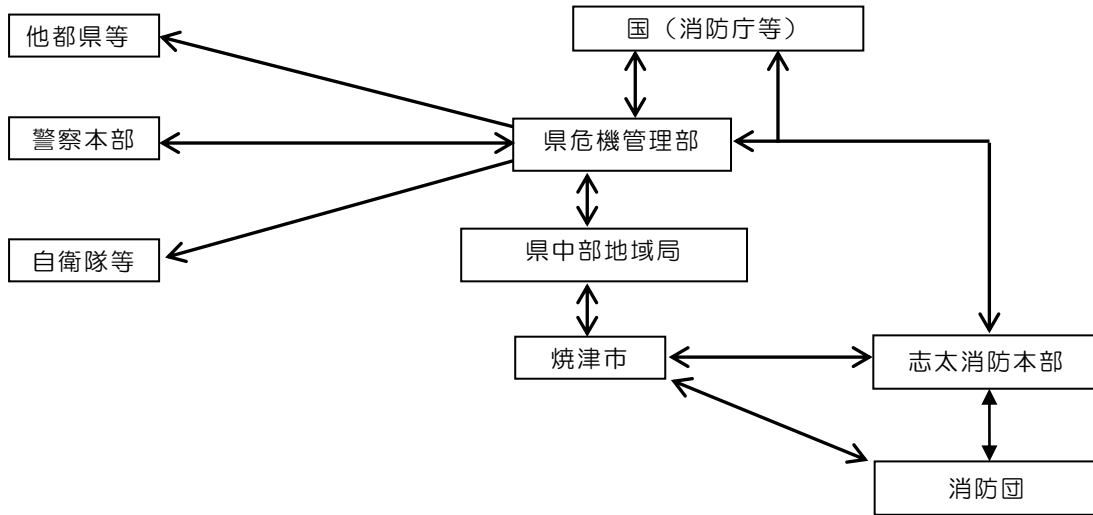
この計画は、火災が発生し延焼拡大した大火災に対し、消防活動の基本的事項を定め、被害の軽減を図ることを目的とする。

第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--|
| 消防活動体制 | <p>志太消防本部は、その地域に係る火災が発生し、これらの火災が延焼拡大した場合による被害の軽減を図るため、消火・救急・救助活動においては災害種別、規模等により、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</p> <p>なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。</p> |
| 災害種別ごとの活動計画 | <p>ア 火災</p> <p>(ア) 普通火災出動計画 (イ) 車両船舶火災出動計画 (ウ) 東名車両火災出動計画 (エ) 東名普通火災出動計画 (オ) 特殊建築物火災出動計画 (カ) トンネル火災出動計画 (キ) 林野火災出動計画 (ク) その他火災出動計画 (ケ) 火災調査出動計画 (コ) 火災応援出動計画 (サ) 空港災害応援出動計画</p> <p>イ 救急</p> <p>(ア) 普通救急支援出動計画 (イ) 救命救急支援出動計画 (ウ) 救急大事故出動計画 (エ) 救急応援出動計画 (オ) 空港災害応援出動計画</p> <p>ウ 救助</p> <p>(ア) 普通救助出動計画 (イ) 東名救助出動計画 (ウ) 救助応援出動計画 (エ) 空港災害応援出動計画</p> <p>エ 警戒</p> <p>(ア) 普通警戒出動計画 (イ) 特殊災害出動計画 (ウ) 広域警戒出動計画 (エ) 調査出動計画 (オ) 航空支援出動計画 (カ) 空港災害応援出動計画</p> |
| 広域協力活動体制 | <p>市長は、志太消防本部消防長の連絡を受け、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p>(1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (2) 本市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合 (3) その災害を防ぎよするため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p> |
| 大規模林野火災対策 | <p>市は、志太消防本部消防長の連絡を受け、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。</p> <p>要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</p> |

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 緊急消防援助隊の 応援出動要請 | 市長は、志太消防本部消防長の連絡を受け、市内の消防力だけでは対応できない場合には、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。 |

第2節 情報伝達系統図



第3節 焼津市の対応

（焼津市災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編 第3章 第2節 「組織計画」に準ずる。）

（災害復旧計画については、共通対策編 第4章 「復旧・復興計画」に準ずる。）

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総則

ガス（高圧ガス含む）、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

平時からガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 市、関係機関の業務の大綱

| 機関名 | 内 容 |
|--------|---|
| 市 | (1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (4) 情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (6) 清掃、防疫その他保健衛生 (7) 緊急輸送の確保 (8) 災害復旧の実施 (9) その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置 |
| 志太消防本部 | (1) 危険物事業者の許認可 (2) 煙火の消費許可 (3) 災害発生時の消火、人命救助活動 (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導 |
| 県 | (1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 (4) 大規模事故発生時の危機管理対応 (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導 |
| 警 察 | (1) 火薬類事業者の保安指導 (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査 |
| 関係事業者 | (1) 自主保安体制の構築 (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練等の実施 (5) 災害発生時の関係機関への通報 (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施 |

第2節 ガス、危険物施設の現状

- 1 都市ガス事業者及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、資料編（大火災対策）資料爆発1-2-1のとおり。
- 2 危険物製造所等の施設の現況は、資料編（大火災対策）資料爆発1-2-2のとおり。

第3節 予想される災害と地域

ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。特に焼津漁港、大井川港の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

都市ガス（ガス事業法に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

| 区 分 | 内 容 |
|------------------|---|
| 防災計画の作成 | ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を作成し、志太消防本部及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。 |
| 保安規程の写しの提出 | 都市ガス事業者は、ガス事業法第64条の規定による保安規程の写しを志太消防本部に提出するものとする。 |
| ガス保安に係る連絡調整体制の整備 | （1）県及び市並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。 （2）都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を志太消防本部に提出する。 |

2 ガス保安施設の整備

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| ガス遮断装置の設置 | 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。 |
| ガス漏れ警報設備等の設置 | 都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。 |

3 ガス災害の予防対策

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 都市ガス | （1）都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。 （2）都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。 （3）都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。 （4）他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。 （5）都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。 |

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 高圧ガス | <p>(1) 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。</p> <p>(2) 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。</p> <p>(3) 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。</p> <p>(4) 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。</p> |

第2節 危険物災害予防計画

市域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 災害予防の指導 | 志太消防本部及び関係機関は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、随時保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、又は是正を行う。 |
| 施設改修等の指導 | 志太消防本部及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。 |
| 危険物規制行政 | 危険物規制行政については、県の指導助言を受けて志太消防本部において実施する。 |
| 災害予防体制の確立 | 志太消防本部及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。 |
| 化学消火機材の整備 | 志太消防本部は、化学消火機材の整備を推進する。 |

2 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行する。また、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策計画

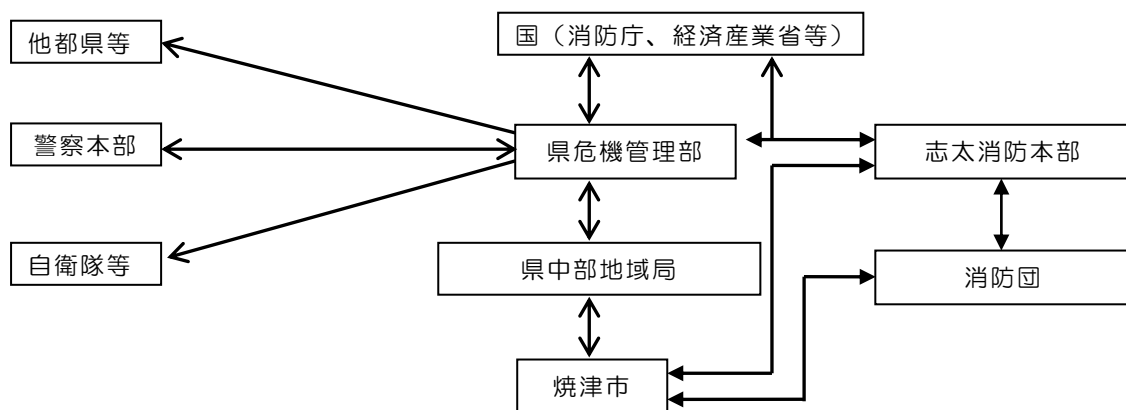
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 市、関係機関の業務の大綱

| 機 関 名 | 内 容 |
|--------|--|
| 市 | (1) 焼津市災害対策本部設置 (2) 情報の収集、伝達及び被害調査 (3) 緊急輸送の確保 (4) その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置 |
| 志太消防本部 | (1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 (2) 消火活動 (3) 人命救助活動 (4) 避難誘導 (5) 事故調査 |
| 県 | (1) 災害対策本部の設置 (2) 防災対策の総合調整 (3) 情報収集・発信、広報 (4) 国等との連絡調整 (5) 自衛隊等への支援要請 (6) 事故調査 |
| 警 察 | (1) 事故捜査 (2) 交通規制 (3) 避難誘導 |
| 発災事業者 | (1) 事故通報 (2) 自衛防災対応 (3) 災害拡大防止措置 (4) 関係機関への協力 (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼 |

第2節 情報伝達系統図



第3節 焼津市の対応

1 応急対策

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 保護保安対策 | <p>(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。</p> <p>(2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。</p> <p>(3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。</p> <p>(5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。</p> <p>(6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、必要により、防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。</p> <p>(7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。</p> |
| 危険防止対策 | <p>(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。</p> <p>(2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。</p> <p>(3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。</p> |
| 応急復旧対策 | <p>(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。</p> <p>(3) 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等の復旧を優先させる。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。</p> |

2 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

4 焼津市災害対策本部の設置及び任務

共通対策編 第3章 第2節 「組織計画」に準ずる。

第4節 危険物応急対策計画

市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

実施方法

| 区 分 | 内 容 |
|-----|---|
| 火薬類 | <p>(1) 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置（法令による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張り人をつける。 イ 道路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ウ 火薬庫の入口、窓等を完全に密封し、木の部分は防水の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告する。 エ 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能又は原形を失った火薬類若しくは著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。 <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、志太消防本部と連携し下記の措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 爆発又はその恐れがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。 イ 爆発又はその恐れがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設の関係者以外の立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。この場合避難者については、その立ち退き先を指示するものとする。 ウ 被害者の救出救護並びにその他必要な措置を講ずるものとする。 エ 爆発又はその恐れがあると認めるときは、関係機関と連携を取り、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止するものとする。 |
| 石油類 | <p>(1) 出火防止等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出火防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設内の使用火、作業火気を完全に消火し、発火源を除去する。 (イ) 施設内の電源は、状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (ウ) 出火防止上危険と認められる作業は中止する。 (エ) その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。 イ 消防施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 消火設備の点検及び起動し機能を確保する。 (イ) 警防設備を点検し機能を確保する。 (ウ) 消防ポンプ車等の確保につとめ自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。 ウ 災害防止の措置 <p>危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流失の積土のう、その他必要な処置を実施して、流失区域の拡大を防止する。また、付属施設には、防水等防護装置を完全に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貯蔵危険物には保安措置を強化する。 (イ) 保安資機材を確保する。 <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、志太消防本部と連携し下記の措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設内における一切の火気の使用を禁止する。 イ 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。 ウ 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を勧告、指示する。この場合避難先を指示するものとする。 エ 引火、爆発又はその恐れがあるときは、関係機関と連携し、災害を防ぎよ又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により、自衛隊（化学消防車等）に出動を要請するものとする。 |

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

原因究明と是正措置

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 発災事業者の対応 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。 |
| 関係機関の対応 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 (2) 必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。 |
| 産業や住民生活に関する普及措置 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 (5) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 (6) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。 |
| 情報公開、広報 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 (2) 市及び志太消防本部は、市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。 |